

一般社団法人 全麵協

素人そば打ち段位認定制度審査基準規程

第1条 目的

この規程は、一般社団法人全麵協(以下「全麵協」という)素人そば打ち段位認定制度基本要綱(以下「基本要綱」という)第7条に基づき「素人そば打ち段位認定制度」(以下「段位認定制度」という)の実施に関する実施基準及び実施方法について定めることを目的とする。

第2条 段位認定審査実施要領

段位認定審査は、初段位から三段位までは技能審査を、四段位は事前審査及び技能審査を、五段位は一次審査、筆記試験、意見発表及び技能審査を行う。

1 技能審査

技能審査は、水回し・こね、のし、切りの3工程と事前準備、衛生並びに服装検査、事後の後始末状態、総評について、本審査基準規程第4条に定める「段位認定技能審査基準」(以下「審査基準」という)及び別添資料2に定める「技能審査チェック項目」等により審査する。

① そば粉の量

技能審査で使用する「そば粉」と「つなぎ粉(小麦粉)」の重量は、審査基準規程第4条のとおり審査する段位により定める。

② 審査で使用する道具

技能審査で使用する道具類は、手打ちにより製麺するものとするが、地域性を考慮し判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助するための道具は認めない。

認定会審査時に使用される用具類は、段位認定会主催者(以下「主催者」という)が用意するものとするが、包丁、切り板、こま板、麺棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。

ただし、段位認定会主催者が用意する木鉢については、地域認定会においては外径約4.8cm、支部認定会および全国認定会においては外径約5.4cmのもの、ふるいについては、網目40目又は32メッシュで外径約2.4cmのもので、木鉢、ふるいとも全麵協が統一した規格のものを使用するものとする。

③ 審査で使用する材料

審査で使用する材料は、段位認定会主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。

④ 審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があつてから終了の合図があるまで40分間とする。ただし、この時間を若干超過して終了した場合でも失格とせず採点を行うものとする。

なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間は、この時間内に含まれない。

⑤ 切り幅

切り幅は、おおむね1.5mmから2.0mmを基準とし、地域の特色を考慮するも

のとする。「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、本審査基準第4条の段位別に定める基準により判定する。

⑥ 姿勢

認定審査会におけるそば打ちの姿勢は、地域の特徴を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度に品性があるかどうかについて判定する。

⑦ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、衣服の品性、清潔感等についても審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。

2 事前審査および一次審査

① 四段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麵協正会員である団体代表者の承認を受けた上、「四段位認定事前審査申込書」、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麵協から出題されたそばの知識等に関する小論文の課題についての回答文書を、全麵協に提出して事前審査を受けなければならない。この事前審査に合格しなければ技能審査を受験することができない。

② 五段位認定会の受験を希望する者は、自己の所属する全麵協正会員である団体代表者の推薦を受けた上、「五段位認定一次審査申込書」と、これまでの活動状況を記載した書類とともに、全麵協から出題された課題について的小論文を提出して第一次書類選考を受け、これに合格しなければ筆記試験を受験することができない。

③ 五段位認定会における筆記試験は、そばの栽培、品種、栄養、健康、そばの歴史、文化、全麵協および段位認定制度の理解度等そばについての幅広い知識を審査するほか、そば普及の貢献度や活動状況について精査し、さらに意見発表等により人物評価を行い総合的に判定する。

④ 四段位認定会事前審査および五段位認定会一次審査、筆記試験の結果は、技能審査結果と併せて総合的に判定するものとする。

第3条 段位別受験資格等

基本要綱第6条に基づき段位別受験資格、再受験までの期間及び受験の条件等は、次のとおりとする。

1 段位別受験資格

① 初段位

そば打ちを職業としない年齢13歳以上の者であれば何人も受験することができる。

② 二段位

基本要綱第6条第2号の定める要件を満たしており、初段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。

③ 三段位

基本要綱第6条第2号の定める要件を満たしており、二段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。

④ 四段位

基本要綱第6条第2号に定める要件を満たしており、三段位に認定後2年度以上

経過し、全麵協正会員代表者から推薦を受けることができる者は、受験することができる。

⑤ 五段位

基本要綱第6条第2号に定める要件を満たしており、四段位に認定後3年度以上経過し、全麵協正会員代表者から推薦を受けることができる者は、受験することができる。

2 受験資格期日の算定基準

① 受験資格の経過年数は、段位認定会の実施日を基準とする。

② 受験資格で上位段受験の経過年数で15日間以内の日数不足までは、期間を満たしているものと認める。

ただし、定期的実施される段位認定会において、開催日程により、これによりがたいときは段位認定部と協議するものとする。

③ 四段位、五段位の受験資格は、年度で定められているが、この年度は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として算定するものとする。

3 認定講習会の受講

① 四段位又は五段位の認定会を受験する者は、そばに関する高度な知識を有し、さらに全国各地のそば仲間との普及活動や貢献活動等に関する情報交換を行い、地域の指導者としての見識を高めるための、全麵協が実施する四段位又は五段位認定講習会を受講しなければならない。

② この認定講習会は、上位段認定会の受験機会が3回与えられる。この回数を超えて事前審査、一次審査、筆記試験及び技能審査に合格しなかった場合は、再度認定講習会を受講しなければならない。ただし、全麵協が実施するそば打ち技術講習会を受講した者は、認定講習会を受講したものとみなす。

4 再受験までの期間

認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、その期間として再受験までの期間として次の通り設定する。この期間に満たない場合は、段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初段位	2か月以上
二段位	6か月以上
三段位	1年間以上
四段位	1年間以上

5 重複応募の禁止

多くの受験希望者に受験機会を公平・公正かつ平等に与えるため、複数の「段位認定会」に重複して応募する「重複応募」は禁止する。これが発覚した場合は、応募したすべての「段位認定会」の受験を無効とし、納付した受験料は返却しないものとする。

第4条 段位認定審査技能基準

1 初段位

そば粉の量は700g(そば粉500g、つなぎ粉200g)とする。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が60%以上である。
- ③ そばを持上げても20cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。

2 二段位

そば粉の量は1000g(そば粉800g、つなぎ粉200g)とする。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が70%以上である。
- ③ そばを持上げても23cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が堂々として落着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末がきちんとできている。

3 三段位

そば粉の量は1500g(そば粉1200g、つなぎ粉300g)とする。ただし、年齢が75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1000g、つなぎ粉200g)とすることができる。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が90%以上である。
- ③ そばを持上げても25cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

4 四段位

そば粉の量は1500g(そば粉1400g、つなぎ粉100g)とする。ただし、年齢が75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1100g、つなぎ粉100g)とすることができる。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が95%以上である。
- ③ そばを持上げても25cm以上につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着いており、品格がある。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

5 五段位

そば粉の量は1500g(そば粉1500g、つなぎ粉なし)とする。ただし、年齢75歳以上で本人が希望する場合は1200g(そば粉1200g、つなぎ粉なし)することができる。

- ① そば打ちが40分で終了している。
- ② そばの切揃え率が95%以上である。
- ③ そばを持上げても25cm以上につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着きがあり、風格がある。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

第5条 受験料と認定料

1 受験料

段位認定会の受験者は技能審査受験申込の時に、次の受験料を段位認定会主催者に納入しなければならない。

ただし、四段位認定会事前審査受験者は、当該審査受験申込時に 2000 円、五段位認定会一次審査受験者は、当該審査申込時に 3,000 円の受験料を全麵協に納入しなければならない。

段位	受験料	全麵協正会員団体に所属していない者および正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備考
初段位	6,000 円	7,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	8,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	10,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		

※ 学生は、高校生以下とする。

2 認定料

段位認定会において段位を認定された者は、次の認定料を全麵協に納入しなければならない。

段位	認定料	全麵協正会員団体に所属していない者および正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備考
初段位	5,000 円	8,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	6,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	12,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		

3 返金

受験料及び認定料は返金しないものとする。

第6条 その他

この審査基準規程の運用にあたり、疑義あるときは段位認定事業部で検討するものとする。
ただし、重要な事項については、理事会に諮り解決するものとする。

附則

- 1 この実施基準は、平成 15 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 「全麵協素人そば打ち段位認定」実施基準(平成 9 年 7 月 10 日制定)は、廃止する。
- 3 この実施基準は、平成 17 年 5 月 14 日から施行する。
- 4 この実施基準は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
- 5 この実施基準は、平成 18 年 5 月 13 日から施行する。
- 6 この実施基準は、平成 18 年 9 月 17 日から施行する。
(認定講習会受講後の受講機会改正)
- 7 この実施基準は、平成 19 年 2 月 4 日から施行する。
(非会員の受験料、登録料改正)
- 8 この実施基準は、平成 19 年 5 月 12 日から施行する。
(受験者準備物から「ふるい」を削除)
- 9 この実施基準(17 年 5 月 14 日制定)は、廃止する。
- 10 この実施基準は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。ただし、受験資格基準については、平成 22 年 9 月 1 日以降に開催される段位認定会から適用するものとする。
- 11 この規程は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 14 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。